

令和4年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和4年1月24日（月）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和3年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第1号 瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱の制定について

日程第4 議案第2号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第5 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について

日程第6 教育長の報告

日程第7 その他 事務局長

教育総務課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加納 博 明

加藤 悟

森下 伊三男

加木屋 加緒里

大平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	廣 瀬 進 一
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	坂 野 美 恵
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
学校教育課総括課長補佐	松 野 英 泰
幼児教育課長	今 木 浩 靖
幼児教育課総括課長補佐	野 口 智 子
生涯学習課長	佐 藤 雅 人
生涯学習課主幹	広 瀬 久 士
生涯学習課総括課長補佐	泉 大 作

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和4年第1回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 令和3年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和3年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和3年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、森下委員よろしくお願い致します。

日程第3 議案第1号 瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱の制定について

○**教育長** 日程第3 議案第1号 瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第3 議案第1号 瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和4年1月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、岐阜県公立小中学校を退職した教員の知識及び技能を活用する退職教員ボランティア制度を設けることにより瑞穂市立小中学校及び瑞穂市教育支援センターにおける教育活動を充実させることを目的に登録方法など要綱を

制定するもの。

<資料により説明>

○**教育長** 退職されてからもご自身の持ってみえるお力をボランティアで發揮したいという方、生きがいを感じたいという方がお見えになると伺っております。瑞穂の子供たちのために活躍していただく際の要綱を整備しボランティアの方を募集するものです。

～ 質疑・討論 ～

○**加藤委員** 第2条の学校生活の支援、あるいは学校行事の支援について具体的にご説明をお願いします。

○**学校教育課長** 学校生活の支援では、コロナ禍でいろいろな生活の支援が必要です。コミュニティスクールの方々には朝の健康チェック等でご協力をいただいておりますが、学習で落ち着かない子のフォローや学校生活の支援ということを想定しています。学校行事等の支援では、例えば瑞穂市探検等の校外学習において教員だけでは引率が心もとない場合の付き添い等が考えられると思います。

○**加藤委員** 宿泊学習は対象ですか。

○**学校教育課長** 宿泊学習については想定していません。

○**加藤委員** 公立の小中学校において教員としての勤務実績があることとありますが、高等学校の先生で社会や生物に関心のある方、知っておられる方は対象外ということですか。

○**学校教育課長** 現段階においては、小中学校を対象に行っていただくので、小中学校の内容について熟知された方を対象としております。

○**加藤委員** 市内小中学校及び教育支援センターにおける教育活動を充実させる目的とありますが、教育支援センターでの対象者について説明をお願いします。

○**学校教育課長** 教育支援センターにはあじさいスクールがありまして、不登校の子供たちが学びながら社会的自立を目指しておりますので、そういったところでの支援を考えております。この場合直接子供ではなく指導員、教員も対象としますが学習支援もあります。

○**教育長** 教育活動の充実ということを考えると、直接的に子供を支援することと、間接的に支援するという意味で教師や指導員への支援もあるかと思えます。

○**森下委員** 登録条件に該当する教員に、非常勤講師も含まれますか。

○**学校教育課長** 含まれます。

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 議案第1号 瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱の制定について、可決することと致します。

日程第4 議案第2号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第4 議案第2号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第4 議案第2号 瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年教育委員会規則第18号）の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和4年1月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、条文の一部に誤りがあったため、修正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第2号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第5 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について

○**教育長** 日程第5 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年1月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定に向けて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 大平委員** いじめがあっても教員が調査する場合に、事実を探れずに事件が重大化してしまったことがあって、警察と連携する機関を作ったというような記事を見たことがあります。調査する場合に関係機関と連携するようなことは今のところは必要ないということでしょうか。
- 学校教育課長** いじめの調査については弁護士、医師、識見を有する方、心理学や福祉関係を専門とする方、その他については市長が適当と認める方で組織することとしていますので、必要となれば警察は市長が適当と認めるものに該当させることは可能だと思います。
- 森下委員** この条例は児童生徒に関するものと思いますが、幼稚園児のいじめ等には関するものは制定されていますか。
- 学校教育課長** 瑞穂市では子どもの権利条約が該当すると思います。
- 生涯学習課長** いじめ防止対策推進法が、学校に在籍する児童又は生徒を対象としています。また、福祉部局ではDVで関与していくことが多い気がします。
- 森下委員** 子供同士というよりむしろ親との関係になるということですか。
- 生涯学習課長** いじめもおそらく福祉部分が関与しなければいけないと思います。
- 加木屋委員** 第12条に、重大事態への対処がありますがどのような事態が想定されますか。
- 学校教育課長** 重大事態には定義がありまして、いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時は年間30日を目安としながら、重大事態と判断するということになっています。互いの関わりの中でその子がいじめと認められるときには重大事態と判定していきます。法律第28条第1項で、生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときと記載してあります。たとえば、精神疾患の発症、いじめによって金品等に重大な被害を負ったとか、体に重大なケガ等を負った時、子供が自殺したいと考え、心身、命の危険にさらされるようなことを被った疑いがあると認める時です。
- 大平委員** 第12条4項について確認しますが、市長に報告する場合において、教育委員会は、いじめを受けた児童等又はその保護者が当該重大事態に係るいじめを受けた児童等又はその保護者の所見を当該調査結果に添付することを希望するときはということ、場合によっては児童等又はその保護者の望んだような調

査結果でないことがあるので、児童等又は保護者が希望するときはその所見を調査票に添付するということですか。

○**学校教育課長** そのとおりです。

○**教育長** 実際には教育委員会が調査した内容を保護者に確認します。その際に意見をつけて市長への報告を希望された場合には所見をつけます。更なる調査希望、報告内容の相違による修正、今後の対応、いじめ調査委員会設置のお願い等があります。

○**大平委員** その場合は、当該所見を記載した文書の提供を受けて、市長に報告するということですね。

○**学校教育課長** そのとおりです。

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、承認することと致します。

日程第6 教育長の報告

○**教育長** 日程第6 教育長の報告です。

新型コロナウイルスについて報告します。年が明けてからオミクロン株に置き換わって猛威を振るっていますが、本日お配りしたとおり瑞穂市「第6波」非常事態宣言を21日の金曜日に市長名で発出をしました。県内すべての市町村が首長名で出しております。期間については、まん延防止等重点措置期間と同じ1月21日から2月13日ですが、まん延防止等重点措置期間が延長された場合には同様に延長されます。市民の方々には広報無線等を通じて呼びかけています。保育所、幼稚園、学校の現状については後ほど学校教育課長、幼児教育課長から報告がありますが、保健所の対応が基本的に変わってきたところがあります。簡単に申し上げますと、学校においては学級の中で1人でも陽性者が出た場合、いったん学級閉鎖とし対応するということになりました。今まではその後、その子に関わった子や学級全員の名簿等を提出して、PCR検査対象者の指示を受けていました。今回からは学校でPCR検査を受ける児童生徒を選定し名簿を提出するようになりました。選定する基準が示されておりますので、基準に沿って行っているところです。保健所に名簿を提出して保健所からの指示を仰ぐということに

なっています。保健所も1日に相当数の検体を採取して検査を行っているという中で大変な状況にあると聞いております。昨年までは、学校でPCR検査を実施する際には、保健所から来ていただいていたのですが、今年からは園医、校医が検査を実施することとなり、都合がつかない場合は、医師会から医師を派遣していただくことになりました。保育所については従来どおり名簿を提出し保健所が精査したうえで、PCR検査を受ける対象となるお子さんが特定されます。学校、保育所の中での子どものマスク着用の様子や子供同士の距離、接する時間が学校と保育所ではずいぶん違いがあるのではないかと考えているところがございます。そういった中で、瑞穂市教育委員会としてはできる限りの対応をしております。後ほど生涯学習課長から報告があると思いますが、施設の使用についても使用の制限をしております。行事やイベント等は中止、延期をしている状況です。どうしても実施しなくてはならないものについては書面開催に切り替える対応をとっていますが、それでもどうしてもというものだけは換気の徹底、人数削減の対策を講じたうえで今後は進めていくことになると思います。私からの報告は以上です。

日程第7 その他

○**教育長** 日程第7 その他です。事務局長から順番に進めたいと思います。

事務局長。

○**事務局長** 私からは、9月の定例会においてご承認いただいていた進めてきました牛牧第1保育所の造成工事に係る設計業務委託、土地の購入についてですが、今年度中に事業が完了しないところが出てきましたので、1月31日開催の臨時議会において繰り越しをさせていただくということをお願いしたいと思っております。繰り越さなければいけなくなった理由としましては、測量設計業務委託に關しまして、購入予定地には未処理の土地がありました。その処理の方向性につきましては法務局との調整があり、これに時間がかかりました、また当該の土地の境界確定にあたりまして、地権者8名と境界立会にて調整等を行ってきましたが、日程調整が進まなかったこともあり、境界や面積の確定も遅れてきました。土地購入につきましては、境界や面積の確定が遅れてきたことにより、土地の売買契約も遅れてきたということです。土地の所有権移転登記の完了を持ちまして用地

費につきましてはお支払いをするということになります。土地の売買契約につきましては本年度中には行えるよう進めておりますが、所有権移転登記の完了までは本年度中には行えないというところもございまして、繰り越しをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 私の方からはお手元の方にお配りをさせていただいておりますが、瑞穂市教育委員会表彰の表彰式の中止のお知らせです。例年2月に入りまして第1週、第2週ぐらいに教育委員会表彰の表彰式を開催させていただいておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響で昨年度に続き今年度も表彰式は中止をさせていただくこととしました。教育委員会表彰対象者は、各学校からご推薦をいただいております、今年度は小学生47名、中学生83名の合計130名の方が表彰されることになりました。コロナ禍ではございましたが、文化、芸術、スポーツ、善行も含めていろいろ頑張っていたで、いい成績を収めていただいたということで、何とか表彰式を開催できないかなと準備をしてきました。しかしこのような状況になってまいりましたので、誠に申し訳ございませんが中止という判断をさせていただきましたので、ここに表彰式の中止と表彰者のご報告をさせていただきます。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 先ほどのコロナの話が教育長からありましたが、1月中に小中学校におきまして3回にわたって学年閉鎖、学級閉鎖をする事態がありましたので報告させていただきます。3回中、同じ学校で2回ありましたので2校となります。1月18日には中学1年生と2年生の学年閉鎖を行っております。これについては陽性者が土曜日に部活に参加しており、多学級にわたったため、1・2年生の学年閉鎖をせざるを得なかったということでございます。その生徒の行動履歴や接触者の様子等を聞き取った結果、PCR検査の対象者はなしということで、翌日19日から学校は再開させていただいております。2件目は1月21日金曜日に小学2年生の1学級で学級閉鎖をしております。この児童はその2日前の19日から自宅待機をしていましたが、20日に父親の陽性が判明しこの児童も検査を受けたところ20日に陽性が判明しました。放課後児童クラブを利用していたこともあり放課後児童クラブで接触していた児童を含め行動履歴を確認す

るまでの間1日閉鎖となりました。聞き取った結果を保健所に報告し、保健所からPCR検査の対象はなしということで、24日から再開しておりますので1日だけ閉鎖ということになっております。

それから再び同じ中学校において、1月21日の金曜日2年生の2学級を学級閉鎖にしております。本人が体調不良を訴えたため早退して受診したところ、PCR検査で陽性と判明しました。体育の授業を受けていましたので隣の学級と当該生徒のクラスを感染可能期間である前に遡って調査を行いまして結果を保健所に報告しました。再び保健所からの聞き取りが行われた結果PCR検査の対象なしということで、本日より再開しており1日だけ学級閉鎖ということになっております。今までは念のためPCR検査を受けるということもありましたが現在は行動履歴を調べてその結果PCR検査の対象になった子だけ検査を受けるよう変更になったので、PCR検査を集団で行うということが少なくなってきております。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 幼児教育課からも新型コロナウイルスに関係した情報を1つ報告させていただきます。市内保育所におきまして、在園児1人が新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。この園児は1月20日の木曜日に医療機関で抗原検査を受けて陽性と判定され、保健所の指示を待つことになりました。1月22日土曜日に保健所から抗原検査の結果をもってPCR検査をせずに陽性の判定の連絡がありました。そのため24日と25日を臨時の休所措置を取らせていただいております。26日から開所の予定をしておりますが、今回検査対象となった園児は同じクラスの15人、延長保育で関わっていた子供11人、接触した保育士10人の合計43人の方が検査対象になりましたので、26日から開所をすとしても通常通りの保育を行うのは難しいということで、昨日保護者の方には可能な限り自宅での保育をお願いしますという案内を出させていただきました。どうしても自宅での保育が困難な方につきましては連絡をいただければ対応するという事としております。

この43人の方は25日13時30分から、西部複合センターの駐車場を利用して、ドライブスルー方式にて検体の採取を行う予定です。

○**教育長** 生涯学習課長。

○生涯学習課長 まずもって成人式にご参加をいただきましてありがとうございます。先日の成人式の参加人数を令和3年と令和4年の参加人数を記載した表を用意しましたのでご覧ください。ご存知の通り昨年は中学校区別で実施しまして、今年度も新型コロナウイルス感染対策ということで中学校区別に3回に分けて開催しました。昨年の参加者が414名、今年が467名の方に参加していただいたということになっております。ご存知の通り民法改正に伴いまして、4月から成人年齢が18歳に下がりますので、成人式という名称は今年が最後となります。令和5年の1月は「20歳を祝う会」という名称に変えて、20歳になる方を対象に開催することになります。令和3年に初めて中学校区別に開催しましたところ、いろいろなご意見、問題点等がありまして、今年は密を避けるということで例年成人式終了後に行っている写真撮影は取りやめました。また、昨年は式の終了ごとに座席の消毒を職員で行っていましたが、今年は新成人の皆さんに除菌シートを配布して、式終了後に座席の消毒にご協力いただき帰っていただきましたので、時間的にも短縮できスムーズな進行ができました。以上が成人式についてです。

次に新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてですが、生涯学習課には施設の開放がありますので、まん延防止等重点措置に伴いまして飲食店等同様に施設も午後8時以降は原則閉館としました。ただし施設の利用時間が午後7時45分からという時間帯になっておりますので、午後7時45分から午後9時半までの方には利用をお断りしています。図書館につきましては、図書館内の滞在時間を1時間に短縮し、2階の学習室についても制限を設けて対応していくこととしました。図書館は24日月曜日から28日金曜日までは蔵書点検の期間で休館になっておりますので、29日土曜日から利用できるようになります。行事等につきましても中止をせざるを得なくなってきております。

○教育長 今日の内容は、コロナに関する対応がほとんどでしたが、何かご質問等がありましたらお伺いしたいと思います。それ以外のことについてのご質問もお受けしたいと思います。

○加木屋委員 コロナの第6波が来ていますが、現段階では前回のような分散登校について検討されていますか。

○学校教育課長 まだそのような段階ではないので、今はまん延防止等重点措置と

いうことでこれまで以上に換気を徹底しています。今までは1時間に1回は換気を行っていましたが、現在は1時間に2回以上実施することとし、各学校にサーキュレーターを買いましたので、空気を循環させるのではなく、外へ出す努力をしています。それからマスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底をしています。今までと同じような対策を継続しております。濃厚接触の判断をするときにも15分以内の接触、飛沫感染の距離として1メートル以上間隔をあけてマスクはとらないということが基準になってきていますので、そういうことを頭に入れながら指導していくこととしています。感染を広げないためには、PCR検査を受ける対象の方、発熱している方、風邪気味の方が見えたときには自宅待機をしていただき、学校で接触がないようにしていただくことをお願いしています。

○**教育長** 比較的どの家庭も守ってもらっていますので、瑞穂市の学校、保育所等では感染が少ないと思います。今のところ学校、保育所等で広がったという事例はないです。

○**生涯学習課長** 追加でよろしいでしょうか。今回岐阜県としては3回目のまん延防止等重点措置の期間になると思いますが、これまでの2回と大きく違うところは、高校生以下の子は終日施設を利用できないということです。生涯学習施設において高校生以下は終日、平日夜間も休日にも利用できないということにさせていただきましたので、ご了解願います。

○**加藤委員** コロナワクチンの接種についてですが、学校の先生、保育士の方の接種計画は進んでいますか。

○**学校教育課長** 学校の教員については、朝日大学の職域接種に参加させていただき1回目と2回目の接種を助けていただきました。今回も朝日大学から申し出をいただいて、国に申請する前にどれぐらい希望者がいるかということをお尋ねいただけたので、希望者を募り大体の人数を把握し、お伝えしてあります。おそらく集団接種で先行して実施していただける予定でおります。

○**幼児教育課長** 保育士も同様に朝日大学で1回目2回目の接種を受けられた方は、学校教育課長の説明のとおり希望者数は伝えてあります。それ以外の方については、個別に3回目の接種を医療機関に申込みいただくこととなります。

○**教育長** 「みずほのくらし」、「瑞穂市PTAの『活動記録』」について説明をお願いします。

- 学校教育課長** 「みずほのくらし」については小学3年生に配るものでございます。写真などは古いということで昨年撮りなおしをし、少しずつ改訂を加える予定ではありますが、まだ十分に改訂できていないところもございますので、努力していきます。
- 生涯学習課長** 「瑞穂市PTAの『活動記録』」については、現在令和3年度分の作成をしていますので、完成次第お渡ししたいと思います。令和2年度のものとなりますが、一度お目通ししていただければと思います
- 教育長** 今後各課で冊子等を作成した場合は、教育委員の皆様にお渡していくということとしますのでよろしく願いいたします。
- 教育長** それでは次回の日程を決めたいと思います。次回令和4年第2回瑞穂市教育委員会定例会を令和4年2月21日、月曜日、14時から瑞穂市教育支援センターにて開催しますのでお願いいたします。
-

閉会の宣言

- 教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和4年第1回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時10分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年1月24日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員

森下 伊三男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。